

第60回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年3月30日（水） 10:08～10:30
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303号室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について【災害対策本部より】

事務局：（第74報のとおり説明）

各数値とも微増傾向で大きな変化なし

松本副知事：ガス、水道の復旧状況について確認の上次回会議に報告のこと。

（2）モニタリング結果について

生活環境部次長（県民安全担当）：（別紙モニタリング1～3のとおり説明）

・数値はほぼ横ばい又は低下傾向。

（3）「避難所入居者情報センター」情報の整備・利用状況について

：（別紙第10報のとおり説明）

（4）緊急被ばくスクリーニングの活動状況について

保健福祉部長：（別紙資料のとおり説明）

- ・10万c p m以上の数値を示した方2人についても衣服を脱ぐなどして再計測したところ、基準値以下となつてので、健康への影響を及ぼす事例は見られなかった。

- ・本日も常設の13か所でスクリーニングを実施。

（5）「放射線に関する問い合わせ窓口」の利用状況について

企画調整部長：（別紙第13報のとおり説明）

- ・中通り地方からの相談が多い。また、プルトニウムが検出されたとの発表を受けて洗濯物に関する問い合わせが増えている。

（6）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：（別紙資料のとおり説明）

- ・風評被害についてもっと国が対応を行うべきである。

(7) 避難指示区域内への一時立ち入りについて

生活環境部長：

・避難指示区域内への一時帰宅の動きが加速しているが、周囲に与える影響が大きい。

・県では以前より災対法に基づく警戒区域の設定を国に要望しているが、一時帰宅者が続出し危険な状態となっているので、国においては警戒区域の設定について速やかな対応をお願いしたい。

知事：

・昨日の8町村との会議でも話題となったが、国・政府はしっかりと対応してもらいたい。

オフサイトセンター内藤審議官（原子力安全・保安院）：

・これまで20km圏外でモニタリングをしてきたが、昨日から20km圏内の調査を行っている状況であり、本日も調査を実施する。その実態調査を見たと判断したい。中央にも話は上げる。

松本副知事：

・国においては是非速やかな警戒区域の設定をお願いしたい。

・県から避難所に行っている支援員には改めて避難所の掲示板等に立入禁止の指示内容を掲示するなど、避難所の管理者と適切な対応の徹底をお願いしたい。

(8) ボランティア団体活用の環境整備について

内閣府：

・ボランティア団体が避難所運営のアドバイスやゴミの撤去などニーズを調査しているので、県の災対本部でも窓口を設置してもらいたい。

(9) 知事より

知事：

・今日で20日目、今も報告があったが農業関係等影響が出てきている。一層の俊敏なる対応をお願いしたい。

第61回福島県災害対策本部会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年3月30日（水） 19:39～20:06
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303号室
- 3 内 容：

（1）最新の被害状況について【災害対策本部より】

事務局：（第75報のとおり説明）

- ・ガスの復旧状況について、全体で6,912戸で供給停止。
- ・うち、いわき市が大部分で6,599戸、常磐共同ガスで復旧をめざしている。修理に当たり、所有者が避難していて連絡が取れず、了承が得られない状況にあるため、なかなか復旧が進まない。
- ・水道についても、いわき市が大部分であり、約4万3千件。概ね4月20日ごろを目途に、津波で被災した地区を除いて、そこを全部復旧したいと考えている。

（2）モニタリング結果について

生活環境部次長（県民安全担当）：（別紙モニタリング1～3のとおり説明）

- ・数値はほぼ横ばい又は低下傾向。

（3）水道水中の放射性物質検査結果について

保健福祉部長：別紙資料により説明

- ・3月29日採水した水道水の検査結果については、郡山市を除く11検体については、いずれも乳児による飲料基準を下回る。なお、郡山市については、まだ結果がでていない。
- ・当該結果を受け、本日18時を以て、南相馬市原町区では、乳児による飲用制限措置を解除した。
- ・会津地方についてだが、3月28日に採水した78検体、同29日に採水した48検体については、いずれも乳児による飲用基準を下回る。
- ・中通り、浜通りについてだが、3月27日に採水した39検体、同28日に採水した36検体については、いずれも乳児による飲用基準を下回る。

（4）20km圏内の避難地域への立入禁止について

生活環境部次長：別紙資料により説明

- ・今朝の本部会議でも話があったが、20km圏内への立入禁止により不安を抱えている方がたくさんいるが、今回作成したチラシを、各避難所で周知することを考えている。県職員がいる避難所については、その職員を通じて、いないところについては、市町村の災害対策本部を通じて、広報を依頼していく。また、1日数回の放送をしていただくことを考えている。

- ・一時帰宅について、まだはっきりした方針が示されていないため、現在のところは、20km圏内に入らないでくださいと伝えたい。報道各社におかれても協力願いたい。

(5) 仮役場の決定と仮設住宅建設の要望について

企業局長：別紙資料により説明

- ・役場機能の回復について、双葉郡の各町村と話し合いをしてきたが、本日7町村について、仮の役場庁舎を決定し、今後、行政機能の回復と住民の生活再建に向けて努力していくとの報告があった。

- ・併せて、県に対し全体的な支援の要請と民間住宅の借り上げ及び応急仮設住宅についての要請もあった。

- ・県としては、旅館・ホテル等への速やかな移転の実施と市町村の意向を踏まえた借り上げ住宅の確保、さらには、応急仮設住宅の建設に向けて早急に取り組んでいく。

- ・広野町については、仮役場の設置について後日決定され次第改めて報告する。

知事：

地域においては、コミュニティーを大事にしている。極力、コミュニティーを大切にするようにしてほしい。

(6) 住民の所在地の確認について

文化スポーツ局長：資料なし

- ・県内外に避難している住民の方の所在確認についてだが、避難者については様々であり、また、被災の性格上、全国に様々に散らばっている状況であり、現在役場での住民把握が非常に困難になっている。避難している方で役場に連絡していない方に対し、まずは役場に連絡し、新住所を伝えていただくことが必要となる。諸手続上も大変重要となってくるため、全国に呼びかけていく。報道機関の協力もお願いしたい。現在、体制の準備中であり、決

まり次第お知らせする。

- ・特に双葉郡8町村については、役場機能そのものが移転していることもあり、連絡が取りにくい状況にある。県の方で電話連絡を受ける機能を集約して役場に提供することも考えている。体制が整い次第、お知らせする。

松本副知事：

- ・町村の方では、住民の所在確認が非常に難しい。そのため、県の方で一元的にコール・データセンター的なものを設置して、そこで一元的に受けて、町村に伝えるという機能を立ち上げてはどうかということで、早急に準備に入っている。

- ・立ち上げの際には、メディアの方にもよろしく願いたい。特に、県外に避難された方の消息がつかみにくくなっているため、全国ネットなどでの広報をお願いしたい。

(7) 今後の農作業の進め方について

農林水産部長：別紙資料により説明

- ・現在、農作業については、放射性物質が農地に蓄積されているということで、農作業の開始を待ってもらっているが、農作業の開始に向けては、土壌の分析が必要であるため、その考え方について取りまとめた。本日、了承をいただければ、このような形で進めたいと考えている。

(詳細については、農林水産部次長より、別紙資料により説明)

農林水産部長：補足

今回の調査結果については、農林水産省にも報告するため、国の見解も求め、また、アドバイザーの助言も得て、方針を決めて取り組んでいきたい。

松本副知事：

- ・結果が出た時に、分析についての評価について大きな課題になってくるかと思うが、アドバイザーの方の意見を聞くことはもちろんであるが、他にどのように広く意見を聞くことを考えているのか。

農林水産部次長：

- ・まず、農林水産省の方で様々な検討がされるかと思う。農産物の作付けの安全性について農林水産省から指導をいただければと思っている。

- ・アドバイザーについては、事前に情報交換をしながら、評価については判断してもらいたいと思っている。また、アドバイザーの方も全国にネットワ

ークをもっており、それらを活用できればと思っている。

松本副知事：

・非常に限られた時間の中で、しっかりとした評価分析をして、県民の方々に明確に示せるよう努力してほしい。

上記について、了承を得た。

(8) 20km圏内の治安の維持について

警察本部：資料なし

- ・福島県の被災地において、犯罪が多発しているのではないかと、あるいは、略奪行為、窃盗行為、武装集団が暗躍しているのではないかとという噂話が流れ、不安に感じている被災者もいるかと思うが、被災地で現在犯罪が多発している実態はないと認識している。
- ・県内全体においても、犯罪の発生状況については、むしろ減少している状況である。少なくとも犯罪が増えているという指標はない。
- ・県警としては、犯罪抑止のための様々なパトロール活動を強化している。
- ・具体的には、20kmの避難指示のエリアに入って活動をしている。
- ・20kmから30km圏内を中心にパトロール活動を強化している。所轄によるパトロール、県警の機動隊によるパトロール活動、さらに昨日から避難住民の要望で留守宅周辺のパトロールを強化してほしいとの要望があるため、被災地の特別パトロール隊を編成し、警戒活動に当たっている。
- ・全国の警察の協力をいただき、福島第一原発から30km圏内の検問を24時間体制で実施している。
- ・デマによる不安を払拭するため、避難所でのチラシの配布や、警察官が避難所が回ることに取り組んでいきたい。

(9) 知事より

知事：

- ・それぞれの立場での真剣に取り組んでいただきありがたい。
- ・いろいろ報告があったが、被害や風評に対してそれぞれの立場でしっかりやってもらいたい。